

岐阜県公報

号外(一) 平成二十二年 十月二十八日

目次

監査委員告示

包括外部監査の結果に基づいて講じた措置

(監査委員)

ページ

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十八第六項の規定により、岐阜県知事及び岐阜県教育委員会から平成二十一年度包括外部監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により次のとおり公表する。

平成二十二年十月二十八日

岐阜県監査委員	伊藤 正博
岐阜県監査委員	矢島 成剛
岐阜県監査委員	帆刈 信一
岐阜県監査委員	水谷 雄二
岐阜県監査委員	神戸 正雄

岐阜県知事及び岐阜県教育委員会から通知のあった措置は次のとおりである。

平成21年度包括外部監査結果に基づく措置状況

債務保証・損失補償及び貸付金に関する財務事務の執行について

債務保証・損失補償の概括的評価

結果の内容	左記に対して講じた措置
<p>【債務保証・損失補償額の管理について】 債務保証・損失補償の各時点での残高は偶発債務として重要な数字であると思われる。 従って、今後は、少なくとも年度末における債務保証・損失補償残高を把握し、</p>	<p>債務保証及び損失補償の年度末残高は、団体の財務に係る基本的な情報であるとともに、潜在的なリスクであることから県にとっても重要な情報であると認識しております。 今後は、債務保証及び損失補償の年</p>

<p>損失発生のリスクに備えるべきである。</p>	<p>度末残高について毎年度把握し、必要に応じ、関係部署間で情報共有を図ります。(平成21年度末残高は把握済み)</p>			<p>社が償還方法の変更等返済計画を検討するよう指導監督していきます。</p>
<p>岐阜県住宅供給公社に対する損失補償及び貸付金について</p>				
<p>結果の内容</p>	<p>左記に対して講じた措置</p>			
<p>【貸借対照表の分析】 直近5期の財務内容を比較検討した結果、重要と認められる事項や説明が必要と認められる事項を述べてきたが、これらの事象の把握は住宅供給公社として適宜なされる必要がある。</p>	<p>公社において、「経営改善計画推進委員会」を平成22年度から毎月開催し、その執行状況を点検・評価することにより財務状況を検証・把握するよう指導監督しました。(平成22年度から毎月開催)</p>			<p>管理組合が作成した修繕計画に基づいて、引当金を算定するように、指導監督しました。(平成21年度決算から適用済み)</p>
<p>【損益計算書の分析】 直近5期の損益状況を比較検討した結果、重要と認められる事項や説明が必要と認められる事項を述べてきたが、これらの事象の把握は住宅供給公社として適宜なされる必要がある。</p>	<p>公社において、「経営改善計画推進委員会」を平成22年度から毎月開催し、その執行状況を点検・評価することにより財務状況を検証・把握するよう指導監督しました。(平成22年度から毎月開催)</p>		<p>【ビジネスモデルの結果】 タウンビル事業はリスクが高くその把握も困難であったことから、公的な機関である住宅供給公社が本来実施するよう事業ではなかったと考えられる。然るに、住宅供給公社では将来において発生が見込まれるリスクの大きさを十分検討することなく、安易に実施に踏み切ってしまったものと思われる。今後はリスクに応じた対策がとれないような事業に着手することは厳に慎むべきである。</p>	<p>今後、公社は住宅管理を主な事業とする一方で、リスクに応じた対策がとれないような事業には着手しないよう方針を定め、「経営改善計画」に明記するように指導監督しました。(明記済み)</p>
<p>【分譲事業について】 住宅供給公社は、長期滞在在庫に関して機動的な意思決定を行い出来る限りの早期処分を実施し、少しでも損失負担を軽減するよう努力すべきである。</p>	<p>公社は、新たに策定した「経営改善計画」に基づいて、平成24年度末までに分譲地の早期処分を図ることを予定しています。 県としても、この「経営改善計画」の策定を指導監督したところですが、今後とも、公社が早期処分を実施し、損失負担を軽減するよう指導監督していきます。</p>		<p>【今後の対応について(タウンビル事業)】 住宅供給公社が抱えているリスクは計り知れずその経営基盤をも脅かしかねないため、当該事業により抱えているリスクに対応する手立てを早急に検討する必要がある。</p>	<p>平成22年度から債権回収業務の経験者を民間から迎え、債権回収体制を強化して適切に債権管理を行うよう指導監督したところですが、今後とも、将来リスクを軽減するため繰り上げ償還を推進していくよう指導監督をしていきます。</p>
<p>【借入金の返済計画について(ラッシュムンゾウ岐阜)】 老朽化による修繕コストの増加や賃料収入の減少の想定数値が非常に甘い計画となっている。 現在の返済計画では、入居率低下によ</p>	<p>「経営改善計画」を確実に実行し、より多くの返済原資を確保することで、返済計画を見直すことが出来るよう指導監督をしました。 返済計画の再検討については、公社全体事業の損益状況を鑑みながら、公</p>		<p>【クーポンショップ24事業の評価】 クーポンショップ24事業は、開業以来7期連続赤字であり、今後も毎期1億円程度の損失発生が見込まれている。 このような状況に至った原因は、クー</p>	<p>公社は、新たに策定した「経営改善計画」に基づいて、平成22年度より管理契約の見直しなどにより経費削減に取り組みました。 県としても、この「経営改善計画」</p>

<p>クシヨツバ24を含めたソフトピアジャパ ン構想にそもそも甘い需要見込みがあっ たことに加え、開業後も当初の構想を引 きずった営業活動を行ってきたこと、実 質的な営業活動を行う県と所有者である 公社との連携が不十分であったことにあ る。</p> <p>住宅供給公社は、クークシヨツバ24の 分離を含め少しでも資金の流出を防ぐ方 法を早急に検討する必要がある。</p>	<p>の策定を指導監督したところですが、 今後とも経費削減の指導監督をするこ とにも、クークシヨツバ24の分離に向 けた準備を行っています。</p> <p>なお、クークシヨツバ24の分離につ いては、「岐阜県行財政改革アクシヨ ンプラン」に位置付けており、調整を 進めています。</p>	<p>な経営改善を行うことは困難な状況であ る。岐阜県は設立母体として住宅供給公 社の経営改善に向けて積極的な処置をと り岐阜県の財政への影響を最小限に抑え る対応を早期に実施する必要がある。</p>	<p>策に実行するように平成22年度より指 導監督をしています。</p> <p>なお、クークシヨツバ24の分離につ いては、「岐阜県行財政改革アクシヨ ンプラン」に位置付けており、調整を 進めています。</p>
<p>【減損会計を適用した場合の比較貸借対 照表】 (減損会計を適用すると)1,275,624千 円と多額の減損損失が認識される結果、 欠損が1,950,994千円となる。</p> <p>岐阜県及び住宅供給公社は、クークシ ヨツバ24事業に関し、少しでも資金の流 出を防ぐ方法を早急に検討する必要があ る。</p>	<p>公社は、新たに策定した「経営改善 計画」に基づいて、平成22年度より管 理契約の見直しなどにより経費削減に 取り組ましました。</p> <p>県としても、この「経営改善計画」 の策定を指導監督したところですが、 今後とも経費削減の指導監督をするこ とにも、クークシヨツバ24の分離に向 けた準備を行っています。</p> <p>なお、クークシヨツバ24の分離につ いては、「岐阜県行財政改革アクシヨ ンプラン」に位置付けており、調整を 進めています。</p>	<p>【指導監督のありかたについて】 岐阜県は住宅供給公社の設立母体とし て住宅供給公社が適切な経営を行ってい ることを指導監督する責務と権限を有し ているが、現在の住宅供給公社の経営状 況を見てみるとこの様な状況に至るまで に指導監督すべき事項が多く有ったと考 えられる。</p> <p>岐阜県関係の監査等については、過去 3年分の結果を検討したが、このうち特 に詳細な内容の検討が行われると考えら れる県主管課の検査結果については指摘 事項に住宅供給公社の抜本的な経営改善 を求める内容の指摘事項は見当たらな かった。</p> <p>一方で、平成19年度からは県内部で公 社問題対処への検討を重ね、平成21年度 には、外部有識者による検討委員会を開 催しており、公社経営における問題点は 明らかになりつつあるが、本報告書やこ れらの指摘を踏まえて岐阜県は指導監督 を検討すべきである。</p>	<p>公社において「経営改善計画推進委 員会」を平成22年度より毎月開催し、 県もこれに出席することにより、「経 営改善計画」の実施状況を定期的に把 握し、当該計画を着実に実行するよう 指導監督をしています。</p>
<p>【損失補償・貸付金に対する損失の発生 可能性】 住宅供給公社は、現時点でも資金繰り に窮しているため、岐阜県の援助が無け れば事業継続が困難な状況にある。</p> <p>岐阜県は損失負担の可能性を考慮し て、住宅供給公社の今後について適切な 方法を選択する必要がある。</p>	<p>クークシヨツバ24を県が取得するこ とにも、公社に「経営改善計画」を策 定させ、これを確実に実行させること により、経営改善を図ることとしまし た。</p> <p>なお、クークシヨツバ24の分離につ いては、「岐阜県行財政改革アクシヨ ンプラン」に位置付けており、調整を 進めています。</p>	<p>【経営責任の明確化と運営体制の改革】 住宅供給公社の経営は、独立組織とし て自己責任において行われるべきもので あり、役員職務権限や経営責任は法的 な責任を含めて明確にしておく必要があ る。</p> <p>当面の課題である「クークシヨツバ24 事業」の問題を解決した段階で、各種事 業の存続自体を再検討すべきである。そ</p>	<p>公社役員は、地方住宅供給公社法第 12条に定められた職務権限により、独 立組織として自己責任により経営判断 を行っています。</p> <p>公社は、新たに策定した「経営改善 計画」において、当面の間は新規投資 は行わない旨を明記しました。</p> <p>公社の役員の選任については、幅広 い観点から権限と責任を負担しうる人</p>
<p>【公社の抜本的改革の必要性】 現在の住宅供給公社の状況は、役員会 において経営改善に向けた動きが見られ るものの、収益力が低く自主的に抜本的</p>	<p>県は、主な赤字発生原因であるクー クシヨツバ24を公社経営から分離し、 キャッシュ・フローを確保できる措置 を講ずるとともに、経営改善計画を着</p>		

<p>れまでは、自主的に責任ある経営判断ができる体制が整わない限り新規の事業は原則禁止とすべきである。 役員の選任は幅広い観点で行い、権限と責任を負担しうる人選を行うべきであり、特に岐阜県関係者の採用は十分な検討が必要である。</p>	<p>選として、公社の財産状況等を監督する監事には公認会計士を引き続き任命し、また、公社において理事には県民の代表である県議会議員を任命するなど、適材適所の人選を行いました。</p>
<p>岐阜県土地開発公社に対する債務保証及び貸付金について</p>	
<p>結果の内容</p>	<p>左記に対して講じた措置</p>
<p>【公有用地取得事業（中等教育学校寮建設事業）】 当該土地については利用に拘泥せず、処分も視野に入れて少しでも早く意思決定を行い問題の解消に努めるべきである。</p>	<p>当該土地の利用方針については、現在、県教育委員会にて検討中です。今後とも、利用方針を総合的に検討し、少しでも早く問題を解決するように、県と公社が連携して努めていきます。</p>
<p>【公有用地取得事業（県庁周辺代替地）】 土地開発公社は、売却方針に変更したのであれば、早急に処分し少しでも早く資金を回収する必要があります。</p>	<p>当該土地については、公社において、インターネットを活用した一般競争入札を実施するなど、販売手段を広げて早期売却に努めています。今後とも、多様な販売手段を活用し、早期処分に努めるよう、指導監督しました。</p>
<p>【公有用地取得事業（リハビリ整備事業）】 社会全体の経済情勢の変化や、それを踏まえた実現性を予測できなかった認識の甘さが引き起こした大変大きな問題である。 岐阜県は、当該土地の処理につき早急に意思決定を図るべきである。</p>	<p>当該土地については、下呂温泉病院の新築・移転後も約5.7haの余剰地が生じる見込みであるため、その利用策の検討を進める必要があります。 このため、庁内の関係部門で構成する検討会議を設置し、用地の利用策の検討を進めているところです。 また、病院の建設に伴って新たな土地需要の可能性があることから、その動向を踏まえるほか、地元・関係者とも検討を進め、早期の解決に努めます。</p>
<p>【今後の対応について（リハビリ整備事業）】 岐阜県が土地開発公社から当該土地を買い取る場合には、契約上定められた買取額よりも実質価額が大きく下回っており含み損を抱えていることに留意する必要があります。 また、必要性や緊急性の高い事業がないのであれば、土地の早期処分を実施して少しでもその経済的負担を減らす努力をすべきである。</p>	<p>当該土地については、下呂温泉病院の新築・移転後も約5.7haの余剰地が生じる見込みであるため、その利用策の検討を進める必要があります。 このため、庁内の関係部門で構成する検討会議を設置し、用地の利用策の検討を進めているところです。 また、病院の建設に伴って新たな土地需要の可能性があることから、その動向を踏まえるほか、地元・関係者とも検討を進め、早期の解決に努めます。</p>
<p>【評価減不足について（棚卸資産の評価に関する会計基準の適用）】 公社が保有する棚卸資産（販売用不動産）である土地につき、正味売却価額（時価）の下落が生じたのであれば、その収益性の低下を明らかにするために、簿価切下げを行うべきである。</p>	<p>公社が採用している会計処理は原価法であるため、経理基準に基づき下落率が50%以上となった時点で評価減を行うことで、決算資料上は問題ないと考えています。 販売用不動産の時価については、国及び県が実施する土地の価格に関する各種調査結果を参考とした変動率等から、毎年度期末時における評価額を公社において把握するよう、指導監督しました。 また、鑑定評価を実施する等、引き続き適正な評価額の把握に努めるとともに、簿価との乖離が大きい土地については、経理基準に基づいて適正に会計処理を行うよう指導監督しました。</p>
<p>【分譲が進んでいない完成土地等について（テクノプラザ）】 早期分譲に向けて毎月情報交換会を開き連携を図っているとのことであるが、結果としてその成果が十分に挙がっていないとは言い難いため、その成果が得られるよう抜本的な措置を講じる必要がある。</p>	<p>テクノプラザは、テクノプラザ全体の基本コンセプトである「EITとモノづくりの融合による県内産業の高度化、新産業の育成」に基づき、ロボット関連や高度技術産業等の集積を企図しています。 県としては、こうした点も考慮しながら、県の新エネルギー施策等と連携した新エネルギー・航空機関連など成</p>

<p>【分譲が進んでいない完成土地等について(テクノハイランド)】 賃貸土地についても早期に資金を回収し借入金の返済を図るために、賃借人への売却の打診及び賃料アップの交渉を継続的に行う必要がある。</p>	<p>長分野の産業に対する重点的な誘致活動を実施するとともに、土地開発公社への企業誘致部署の設置等も含めて今後検討を進め、テクノプラザの早期分譲に努めていきます。</p>	<p>92百万円上回っており、平成20年度も28百万円のマインナスとなっている。このままの状況では、利私しいのために借入金が増加していくことになるため、上述の2団地に増して早期処分のための方策を早急に検討する必要がある。</p>	<p>に対する重点的な誘致活動の実施や、企業の初期投資費用を軽減する「岐阜県企業立地促進事業補助金」の効果的な活用などにより、県と県土地開発公社が一層緊密に連携しテクノプラザの早期分譲に努めていきます。</p>
<p>【分譲が進んでいない完成土地等について(ソフトピアジャパン)】 団地の実質的な誘致活動は岐阜県商工労働部情報産業課が行っており、土地開発公社としては基本的な分譲の方針を変更できない。一方で、情報産業課では分譲価格設定までは行わない。</p>	<p>当該土地については、平成21年度に残る土地の企業誘致が確定し、全區画の企業誘致が完了しました。 賃貸土地の賃借人への売却及び賃料の改定については、賃賃に係る契約に定められているため、契約の範囲内で実施するよう、指導監督しました。</p>	<p>【計画が中断している山岡工業団地について】 土地開発公社は、今後このような問題が生じないようにするため、工業団地の開発にあたっては十分な検討を行なう必要がある。</p>	<p>今後、公社において実施される工業団地の開発については、計画策定の際に十分な検討をすることし、事業が計画に基づき適正に実施されるよう、指導監督しました。</p>
<p>【分譲が進んでいない完成土地等について(ソフトピアジャパン)】 団地の実質的な誘致活動は岐阜県商工労働部情報産業課が行っており、土地開発公社としては基本的な分譲の方針を変更できない。一方で、情報産業課では分譲価格設定までは行わない。 従って、団地の誘致活動に係る権限と責任の所在が不明瞭となっており、これも早期処分が停滞する一因となっていると考えられるため、その成果が得られるよう抜本的な措置を講じる必要がある。</p>	<p>県では、分譲地に係る進出要件の大幅緩和等、早期分譲に向けた対策を早急に講じることも含め、県と公社で連携を図りながら対応を進めていきます。</p>	<p>【債務保証・貸付金に対する損失の発生可能性】 保有土地の処分方法と処分価格によっては土地開発公社が大きな損失を抱える危険性があり、それは、最終的には県民の負担になるものである。 岐阜県と土地開発公社は早急に対応を検討すべきである。</p>	<p>岐阜県が事業主体となっている事業については、県の各事業課において、県財政への影響を最小限に抑えるよう、個々の事業用地の検討を進めていきます。 また、公社の自主事業については、土地開発公社の経営が独立組織として自己責任において行われるべきものであることを尊重しつつ、事業の意義や採算性について適宜検証を行う等、問題がない経営となるよう、指導監督しました。</p>
<p>【未分譲の完成土地等に係る金利負担について】 直近5年間で429百万円の負担が生じている。 関テクノハイランドは、分譲や賃料アップなどのさらなる営業努力を継続的に行う必要がある。 ソフトピアジャパンは、常に借入コストを意識し分譲や賃料アップなどのさらなる営業努力を継続的に行う必要がある。 テクノプラザは、上表のとおり直近5年間の借入利息合計が賃料収入合計を</p>	<p>関テクノハイランドについては、賃貸土地の賃借人への売却及び賃料の改定が賃賃に係る契約に定められているため、契約の範囲内で実施するよう、指導監督しました。 ソフトピアジャパンは、分譲地に係る進出要件の大幅緩和等、早期分譲に向けた対策を講じ、積極的な企業誘致活動を行っています。 テクノプラザについては、県の新エネルギー施策等と連携した新エネルギー・航空機関連など成長分野の産業</p>	<p>【岐阜県の対応の不十分性】 岐阜県は設立母体として土地開発公社の経営改善に向けて積極的な関与を行い、将来における岐阜県の財政への影響を最小限に抑える対応を早期に実施する必要がある。</p>	<p>平成21年度の公社に対する立入検査において、工業団地事業の実施決定等についても改善するよう、指導監督を行いました。 今後とも、長期保有土地の早期解消を念頭におき、経営状況の改善に努め、県財政への影響を最小限に抑えるよう、指導監督していきます。</p>
<p>【今後の方針決定の必要性】 岐阜県は、現在土地開発公社が行っている事業の意義、採算性等について、改</p>	<p>岐阜県が事業主体となっている事業については、県の各事業課において、県財政への影響を最小限に抑えるよ</p>		

<p>めて検討のうえ、個々の事業の事業継続の是非を判断する必要がある。</p>	<p>う、事業の意義、採算性等について検討を進めています。 また、会社の自主事業については、事業の意義や採算性等について、個々の事業の進捗状況を含めて総合的に判断し、今後、事業継続の必要性について検討するよう、指導監督しました。</p>	<p>【債務保証・貸付金に対する損失の発生可能性】 現時点においては岐阜県からの出資金（約28億円）及び一部の貸付金（約10億円）は回収不能となる可能性が高い。よって、岐阜県は将来を踏まえた対応策を考える必要がある。</p>	<p>現在、平成 24 年度の解散に向け関係機関との調整を進めております。 また、未償還額を減少させ、県財政に与える影響を最小限に抑えるよう、引き続き指導監督を実施してまいります。</p>
<p>【指導監督のありかたについて】 岐阜県は土地開発公社の設立母体として土地開発公社が適切な経営を行っていることを指導監督する責務と権限を有している。 しかしながら、土地開発公社は長期保有土地を抱えた状態になっている。 従って、岐阜県は土地開発公社の実態を踏まえた迅速な対応に改める必要があり、指導監督事項を検討するべきである。</p>	<p>平成21年度の公社に対する立入検査において、工業団地事業の実施決定等についても改善するよう、指導監督を行いました。 今後とも、長期保有土地の早期解消を念頭におき、経営状況の改善に努め、県財政への影響を最小限に抑えるよう、指導監督してまいります。</p>	<p>【岐阜県の対応の不十分性】 岐阜県は道路公社の設立母体として道路公社が適切な経営を行っていることを指導監督する責務と権限を有しているが、現在の道路公社の経営状況からすれば、この様な状態に至るまでに早期に指導監督すべき事項が多く有ったにもかかわらず、実質的な経営に関する指導監督は対応が非常に遅れているものと判断せざるを得ない。 このため、岐阜県は、道路公社の抜本的改革を行い将来の岐阜県の財政に及ぼす影響を可能な限り縮小するよう管理する必要があるのである。</p>	<p>道路公社の運営については、30年という長い事業期間の中で、社会情勢や交通環境が大きく変化したことから非常に困難な経営環境にありましたが、その経営改善については、県としても重要課題と認識し、これまで、県の強い指導のもと、組織のスリム化や職員の削減など経費削減に取り組んでまいりました。 県としては、今後、「岐阜県行財政改革アクションプラン」に基づき平成24年度の解散に向け関係機関との調整を進めていきます。 また、未償還額を減少させ、県財政に与える影響を最小限に抑えるよう、引き続き指導監督を実施してまいります。</p>
<p>【経営責任の明確化と運営体制の改革】 土地開発公社の経営は、独立組織として自己責任において行われるべきものであり、役員の職務権限や経営責任は法的な責任を含めて明確にしておく必要がある。 役員の選任は幅広い観点で行い、権限と責任を負担しうる人選を行うべきであり特に岐阜県関係者の採用は十分な検討が必要である。</p>	<p>公社の役員の法的責任は、公有地の拡大の推進に関する法律第16条に規定されているところであり、県議会の議決を経て定められた公社の定款において理事長を定め、責任体制を明らかにするとともに、公社の業務は理事会で決定することとされています。 公社の役員の選任については、幅広い観点から権限と責任を負担しうる人選として、理事には県民の代表である県議会議員を任命し、公社の財産状況等を監査する監事には公認会計士を引き続き任命するなど、適材適所の人選を行いました。</p>	<p>【今後の方針決定の必要性】 岐阜県は、現在道路公社が行っている事業の意義、採算性等について、改めて検討のうえ、事業継続の是非を判断する必要があります。 将来的に岐阜県の財政負担を最小限に抑える方針を決定する必要があります。 道路公社が、営業している5つの路線のうち2つについては平成21年度に無料開放されて岐阜県に移管される。残りは3つの路線となるが、料金徴収方法はすべて自動收受機による方法であり管理事務所に職員を配置する必要もなく、実質</p>	<p>道路公社が管理運営する岐阜市内3路線の経営状況について、長良川リバーサイド有料道路はほぼ計画どおり運営されていますが、島大橋と長良川右岸有料道路の利用は計画を下回っており、今後、大きく改善される見込みが無い状況にあります。 一方、外部的な環境として、総務省から第三セクターの抜本的な改革を集中的に行うよう指針が示されたこと（第三セクター等改革推進債が活用可）、無料開放は渋滞緩和に大きく寄与すること、平成24年9月から「ぎふ</p>
<p>岐阜県道路公社に対する債務保証及び貸付金について</p>	<p>左記に対して講じた措置</p>	<p>結果の内容</p>	

<p>的に道路公社の事務管理が中心業務となる。 岐阜県は、道路公社の解散も視野に入れた各種の検討が必要である。</p>	<p>清流国体」が県下全域で実施されるといった状況を総合的に勘案した結果、県としては、平成24年9月の国体までに3路線を無料化し、同年度内に道路公社を解散するのが適切と考え、現在、関係機関と調整を進めております。</p>		<p>社団法人岐阜県森林公社に対する損失補償及び貸付金について</p> <p>結果の内容</p> <p>左記に対して講じた措置</p>
<p>【指導監督のありかたについて】 岐阜県は道路公社設立母体として道路公社が適切な経営を行なっていることを指導監督する責務と権限を有しているが、現在の道路公社の経営状況を見てもと過去の岐阜県による指導が不十分であったことが推察される。 岐阜県主管課が行った過去3年分の検査結果を検討したが、指摘事項に道路公社の経営改善を求める内容の指摘事項は見当たらなかった。 結果、道路公社の事業運営は年々厳しさが増すこととなり、最終的には道路公社では投下資金を回収できないと予想される状況となった。 従って、岐阜県は、通常の指導監督による経営改善には限界があると考えられることから、道路公社の解散も視野に入れた抜本的改革を指導すべきである。</p>	<p>道路公社の運営については、30年という長い事業期間の中で、社会情勢や交通環境が大きく変化したことから非常に困難な経営環境にありましたが、その経営改善については、県としても重要課題と認識し、これまで、県の強い指導のもと、組織のスリム化や職員の削減など経費削減に取り組みできたところ です。 県としては、今後、「岐阜県行財政改革アクションプラン」に基づき平成24年度の解散に向け関係機関との調整を進めていきます。</p>		<p>【分収造林事業の将来計画について】 長期の試算であることから、岐阜県は発生しうる収支の幅を見積り、これに対する対応を準備すべきである。 森林公社が行う事業の公益性を今後も重視するのであれば、今後岐阜県が負担する可能性がある金額範囲を示しつつ、事業の重要性をこれまでに以上に県民にアピールしていく必要がある。また、事業の投資採算性を重視するのであれば、そもそも100年以上にも亘る投資事業は成り立たないと考え、事業リスクの縮小を目指して事業の縮小に着手すべきである。</p> <p>県としては、公社が実施する森林整備事業は、森林の持つ多面的機能の維持増進や山村地域の振興に果たす役割などの公益性の高い事業として認識しています。 平成22年度公社の事業予算においては、国や県の施策反映や最新の長期収支試算値を勘案し、最大限有利かつ効果的な事業方針を決し、事業費・管理費・利子負担等の削減を図るよう、指導監督しました。 また、長期のリスク管理として、リスク幅を勘案した試算評価を実施したうえで、毎年の事業計画策定に際しては、事業の見直し、自己財源比率の拡大及び有利な補助事業の最大限活用、将来の木材生産コストの削減を図るための路網整備などの基盤整備対策の実施などにより、長期収支の改善を図るよう今後も指導監督します。平成21年度に作成した長期収支試算については、公社HPにて公開済みです。 公社事業の公益性のPRは、現在、各種の集客イベントに併せて実施中です。</p>
<p>【経営責任の明確化と運営体制の強化】 岐阜県に経営上の意思決定を依存した現在の体制は変更する必要があります。 道路公社の経営は、独立組織として自己責任において行われるべきものであり、役員職務権限や経営責任は法的な責任を含めて明確にしておく必要があります。 役員の選任は幅広い観点で行い、権限と責任を負担しうる人選を行うべきであり特に岐阜県関係者の採用は十分な検討が必要である。</p>	<p>公社の役員の法的責任は、地方道路公社法第12条に定められているところであり、県議会の議決を経て定められた公社の定款において理事長を定め、責任体制を明らかにするとともに、公社の業務は役員会で決定することとされています。 公社の役員の選任については、幅広い観点から権限と責任を負担しうる人選として、公社の財産状況等を監視する監事には公認会計士を引き続き任命し、適材適所の人選を行いました。</p>		<p>【貸付金の事務手続きのフローについて】 森林公社の造林事業は、今後89年にも及ぶ長期の事業であり、また、貸付金の償還期間も最長で60年と非常に長期となる。 年度事業計画書・年度収支予算書だけ</p> <p>平成22年度から、貸付けの際は、貸付けに係る長期事業計画書等の資料を提出するよう指導監督し、確認を行っています。</p>

<p>でなく、長期事業計画書及び長期収支予算書に基づき、毎年度長期的な視点から貸付けの可否を検討していくべきである。</p>	<p>【損失補償の事務手続きのフローについて】 現在の試算によれば、市中銀行借入金残高は平成67年に最高で262億円となる見込まれる（平成21年3月末現在の残高は73億円）。今後47年の間にさらに189億円もの資金を市中銀行から調達することになり、県は巨額な損失補償契約を求められることになる。 今後県としてどこまでの損失補償を行っていくべきか、適正な損失補償水準を見極め、毎年度の損失補償の可否を決定していく必要がある。</p>	<p>【木材の販売単価の変動による長期収支試算の変動】 販売単価の変動により、長期収支試算の計算結果は大きく変動し、森林公社の長期収支試算の最終年度累計金額は大幅な赤字となる潜在的な危険性ははらんでいる。 将来において販売単価がいくらになつたら長期収支試算の最終年度累計金額はどうなるのかというコミュニケーションを行い県民に示すべきである。</p>	<p>公社事業は、国の制度を最大限活用し借入金の抑制を図っているとこそですが、公社の実施する分収林事業の制度上、事業費の借入れと県の損失補償は今後も必要となります。 引き続き、事業の見直し、自己財源比率の拡大及び制度の最大限活用等の対策を講じ、新たな借入金の抑制を図る方針で公社事業の運営推進を図るよう、指導監督します。 平成22年度公社の事業予算においても、事業の見直し、収入間伐の実施による自己財源比率の拡大、国の制度の最大限活用を図っています。 なお、分収造林制度の諸課題は全国的な問題でもあることから、他府県と調整を図り、国等への支援と抜本的な対策の働きかけを実施しています。</p>	<p>【歩留率の変動による長期収支試算の変動】</p>	<p>現在、公社において、新年度の長期収支試算を実施中であり、長期リスク要因を勘案した試算の検討の中で、販売価格の変動リスクについても試算するよう検討中ですので、県としても試算結果を精査し、指導監督していきます。 なお、試算の結果については、「分収造林事業における長期収支見込みと経営改善について（公社HP公開資料）」の更新の際に参考として追記するよう、指導監督します。</p>	<p>地位級や歩留率が当初予定していた仮定から乖離すると主伐販売材種の計算結果は変動し、長期収支試算の結果を大きく変動させる。森林公社の長期収支試算の最終年度累計金額は大幅な赤字となる潜在的な危険性ははらんでいる。 将来において歩留率がいくらになつたら、長期収支試算の最終年度累計金額はどうなるのかというコミュニケーションを行い、県民に示すべきである。</p>	<p>要因を勘案した試算の検討の中で、歩留率などの変動リスクについても試算するよう検討中ですので、県としても試算結果を精査し、指導監督していきます。 また、今後歩留率の向上を図るため、B材、C材の効率的な販売についても検討を進めていきます。 なお、試算の結果については、「分収造林事業における長期収支見込みと経営改善について（公社HP公開資料）」の更新の際に参考として追記するよう、指導監督します。</p>	<p>【金利の変動による長期収支試算の変動】 森林公社はコミュニケーション上の設定利率を1.7%としているが、過去の日本政策金融公庫からの借入利率（過去20年の平均利率2.87%）から判断し、現状の1.7%は設定利率として低い。コミュニケーションは長期かつ多額の借入金残高に基づく試算であり、設定利率如何で支払利息の発生額は著しく増減する。よって、森林公社は、コミュニケーション上の設定利率を見直すべきである。 県が補助金として負担していく利息分も含めた、事業運営によって生じる支払利息全額による試算を行い経営の参考とすべきである。</p>	<p>現在、公社において、新年度の長期収支試算を実施中であり、長期リスク要因を勘案した試算の検討の中で、金利の変動リスクについても試算するよう検討中ですので、県としても試算結果を精査し、指導監督していきます。 また、今後金利の変動によるリスクについても試算結果を公社経営の参考として追記するよう、指導監督します。</p>
--	---	--	--	-----------------------------	---	--	---	--	--

<p>【今後の利息に対する補助金負担について】</p> <p>県は、貸付金に対する貸倒損失リスク及び借入金に対する損失補償リスクを負担する以外に、今後89年間の長期にわたって巨額の借入金利息を補助金として負担していかねばならない。</p> <p>県は、森林公社の事業運営のために巨額な借入金利息の補助金負担が必要となることについて、県民に十分な説明を行うていくべきである。</p>	<p>なお、試算の結果については、「分収造林事業における長期収支見込みと経営改善について（公社H.P公開資料）」の更新の際に参考として追記するよう、指導監督します。</p>	<p>「分収造林事業における長期収支見込みと経営改善について（公社H.P公開資料）」の更新の際に、利子補給を含めた県の支援策について追記し、県民への説明及び理解を求めるよう、指導監督します。</p> <p>なお、分収造林制度の諸課題は全国的な問題でもあることから、他府県と調整を図り、国等への支援と抜本的な対策の働きかけを実施していきます。</p>	<p>公社事業は、県の「災害に強い森林づくりの指針」に基づき、災害に強い健全で豊かな森林づくりを実施しているところであります。</p> <p>また、災害を受けやすい間伐等を行った直後の森林においては順次、森林国営保険に加入しています。</p> <p>しかし、将来の木材価格の下降変動が減収の危険性の大きな要因であり、このリスク軽減対策として契約形態の見直しや経営方針の検討を、今年度開催の経営検討会の結果を受けて、指導監督しています。今後、公社が経営改善に努めるよう、指導監督します。</p> <p>なお、分収造林制度の諸課題は全国的な問題でもあることから、他府県と調整を図り引き続き国等への支援と抜本的な対策の働きかけを実施していきます。</p>
<p>【損失補償及び貸付金に対する損失の発生可能性について】</p> <p>債権放棄が行われる場合も含め、広く貸倒損失及び損失補償の発生と捉えて実質的な負担の発生可能性について検討する必要があります。</p> <p>(略)</p> <p>岐阜県はこうしたリスクを念頭に置いて事業のあり方を決していく必要がある。</p>	<p>長期収支試算は、試算要因の変化に</p>	<p>試算方法が妥当である限り、岐阜県に とって分収造林事業は継続するほうが望ましいと結論つけることができる。</p> <p>(略)</p> <p>地主との契約上の問題や土地を放置した場合の環境問題など、経済性だけでは判断できない面もあるが、試算結果と実際が乖離した場合の岐阜県の負担が大き いことから、毎期前提条件の変化に注意 するとともに、森林公社としての長期収 支を試算するだけでなく、岐阜県にとっ ての有利選択についても定期的に試算す べきである。</p> <p>注意し試算精度を高めるとともに、長 期のリスク管理として、要因の変動幅 を勘案した試算値についても参考と し、経営改善を推進するよう指導監督 します。</p> <p>併せて、公社の経営状況が県財政に 与える影響を最小限に抑えるよう、引 き続き指導監督を実施していきます。</p> <p>また、新たな国の施策に迅速に対応 するとともに、常に県民生活、また県 及び公社経営にとって最善策を選択し た方針で岐阜県の森林整備を推進しま す。</p>	
<p>【分収造林事業の存続・廃止の検討】</p>	<p>結果の内容</p>	<p>左記に対して講じた措置</p>	
<p>【分収造林事業の将来計画について】</p> <p>長期の試算であることから、岐阜県は発生しうる収支の幅を見積り、これに対する対応を準備すべきである。</p> <p>即ち、木曾三川水源造成公社が行う事業の公益性を今後も重視するのであれば、今後岐阜県が負担する可能性がある金額範囲を示しつつ、事業の重要性をこれまで以上に県民にアピールしていく必要がある。</p> <p>また、事業の投資採算性を重視するのであれば、そもそも100年以上にも亘る投資事業は成立しないと考えるべきことから、事業リスクの縮小を目指して事業の縮小に着手すべきである。</p>	<p>県としては、木曾三川公社が実施する森林整備事業は、森林の持つ多面的機能の維持増進や山村地域の振興に果たす役割などの公益性の高い事業として認識しています。</p> <p>平成22年度公社の事業予算においては、国や県の施策反映や最新の長期収支試算値を勘案し、最大限有利かつ効果的な事業方針を決し、事業費・管理費・利子負担等の縮減を図るよう、指導監督しました。</p> <p>また、長期のリスク管理として、リスク幅を勘案した試算評価を実施したうえで、毎年の事業計画策定に際しては、事業の見直し、自己財源比率の拡大及び有利な補助事業の最大限活用、将来の木材生産コストの削減を図るための路網整備などの基盤整備対策の実施などにより、長期収支の改善を図るよう今後も指導監督します。</p>		

	<p>公社事業の公益性の P R は、現在、各種の集客イベントに併せて実施中です。</p>		<p>の計算結果は大きく変動し、木曾三川水源造成公社の長期収支試算の最終年度累計金額は大幅な赤字となる潜在的な危険性をばらんでいる。</p> <p>将来において販売価格がいくらになったら長期収支試算の最終年度累計金額はどうかというシミュレーションを行い県民に示すべきである。</p>	<p>中で、販売価格の変動リスクについても試算するよう検討中ですので、県ととも試算結果を精査し、指導監督していきます。</p> <p>また、試算の結果について、今後、関係者に調整を図り公表に向けて準備するよう、指導監督していきます。</p>
<p>【貸付金の事務手続のフローについて】 年度事業計画書・年度収支予算書だけでなく、長期事業計画書及び長期収支予算書に基づき、毎年度長期的な視点から貸付けの可否を検討していくべきである。</p>	<p>平成 22 年度から、貸付けの際は、貸付けに係る長期事業計画書の資料を提出するよう指導監督し、当該資料の確認を行っています。</p>		<p>【歩留率の変動による長期収支試算の変動】 両公社の 1ha 当たり販売材積の計算仮定の考え方は異なるが、両公社は同県に存在する公社であるので考え方を統一すべきである。</p>	<p>両公社は、同じ県内であっても管理している森林の地域や分布状況が違いため算出方法に違いはありますが、今後は施設地情報や販売実績をふまえ、考え方の統一できる部分を検討するよう、指導監督していきます。</p>
<p>【主伐事業費の計算誤り】 当初の長期収支試算の内容をチェックしたところ、主伐の事業費の間違いが発見された。 主伐の事業費は伐出経費、極積料、市場手数料から構成されている。 ・すべて二重計上されていたことと ・本来売上から控除するのは不適切であり、全額費用処理されるべきもの</p>	<p>二重計上及び売上から控除する算出方法について修正するよう、指導監督しました。(修正済み)</p>		<p>【歩留率の変動による長期収支試算の変動】 歩留率が当初予定していた仮定から乖離すると主伐販売材積の計算結果は変動し、長期収支試算の結果を大きく変動させる。 木曾三川水源造成公社の長期収支試算の最終年度累計金額は大幅な赤字となる潜在的な危険性をばらんでいる。将来において歩留率がいくらになったら、長期収支試算の最終年度累計金額はどうかというシミュレーションを行い、県民に示すべきである。</p>	<p>現在、木曾三川公社において、新年度の長期収支試算を実施中であり、長期リスク要因を勘案した試算の検討の中で、歩留率などの変動リスクの試算するよう検討中ですので、県としても試算結果を精査し、指導監督していきます。</p> <p>また、今後歩留率の向上を図るため、B材、C材の効率的な販売についても検討を進めていきます。</p> <p>なお、試算の結果について、今後、関係者に調整を図り公表に向けて準備するよう、指導監督していきます。</p>
<p>【平均販売単価の算出方法】 木曾三川水源造成公社は長期収支試算を定期的に行なっているものの、単価については更新されていない状態であるため、試算をする以上は単価についても最新情報を反映すべく、直近 5 年間の平均を用いて計算すべきである。</p>	<p>試算の根拠となる単価について、最新の値にして試算を実施するよう、指導監督しました。(試算実施済み)</p>		<p>【金利の変動による長期収支試算の変動】 木曾三川水源造成公社はシミュレーション上の設定利率を 1.7% としているが、過去の日本政策金融公庫からの借入利率(過去 20 年の平均利率 2.87%) から判断し、現状の 1.7% は設定利率として低い。木曾三川水源造成公社は、シミュレーション上の設定利率を見直すべきである。</p>	<p>現在、木曾三川公社において、新年度の長期収支試算を実施中であり、長期リスク要因を勘案した試算の検討をするよう検討中ですので、県としても試算結果を精査し、指導監督していきます。</p> <p>また、試算の結果について、今後、関係者に調整を図り公表に向けて準備</p>
<p>【借入金残高がゼロとらない】 当初の収支試算表の内容をチェックしたところ、シミュレーションの最終年度(平成 100 年)において日本政策金融公庫借入金残高がゼロになっておらず、試算誤りが見られた。</p>	<p>最終年度における借入金残高の試算誤りを修正(残高はゼロ)するよう、指導監督しました。(修正済み)</p>		<p>【木材の販売単価の変動による長期収支試算の変動】 現在、木曾三川公社において、新年度の長期収支試算を実施中であり、長期リスク要因を勘案した試算の検討の</p>	

	<p>するよう、指導監督していきます。</p>						
<p>【長期収支試算のシミュレーションのまとめ】 木曾三川水源造成公社が試算した当初の長期収支試算は666百万円の赤字から599百万円の赤字に転じた。 木材の販売単価、歩留率、金利の変動が長期収支試算の最終累計金額にどのような影響を与えるかというシミュレーションも広く県民に知らしめるべきである。</p>	<p>長期収支試算は、試算要因の変化に注意し試算精度を高めるとともに、長期のリスク管理として、要因の変動幅を勘案した試算値についても参考とし、公社の経営改善を推進するよう指導監督します。 併せて、公社の経営状況が県財政に与える影響を最小限に抑えるよう、引き続き指導監督を実施していきます。 また、試算の結果について、今後、関係者に調整を図り公表に向けて準備するよう、指導監督していきます。</p>		<p>ても、販売単価の状況や歩留率の状況によっては多額の負担をする危険がある。岐阜県はこうしたリスクを念頭に置いて事業のあり方を決定していく必要がある。</p> <p>が減収の危険性の大きな要因であり、このリスク軽減対策として契約形態の見直しや経営方針の検討を、今年度開催の経営検討会の結果を受けて、指導監督していきます。今後も、公社が経営改善に努めるよう、指導監督します。 なお、分収造林制度の諸課題は全体的な問題でもあることから、他府県と調整を図り引き続き国等への支援と抜本的な対策の働きかけを実施中です。</p>				
<p>【低利融資による機会損失について】 県は、森林の公益的機能を県民に理解してもらい低利融資を行っていることについて十分な説明を行うべきであり、木曾三川水源造成公社自身も活動内容(目的)のPRを積極的に行っていくべきである。</p>	<p>県として、木曾三川公社が実施する森林整備事業は、森林の持つ多面的機能の維持増進や山村地域の振興に果たす役割などの公益性の高い事業として認識してまいります。 今後、森林の公益的機能及び公社に対する低利融資などの支援策について、県HPなどを活用することにより、県民に理解を求めていきます。 また、木曾三川公社自身の活動内容について、公社のPR活動やHPの内容をわかりやすく充実させることにより、現在取り組んでいる活動などを積極的に紹介するよう、指導監督してまいります。</p>		<p>【分収造林事業の存続・廃止の検討】 試算方法が妥当である限り、岐阜県にとって分収造林事業は継続するほうが望ましいと結論づけることができる。 (略) 地主との契約上の問題や土地を放置した場合の環境問題など、経済性だけでは判断できない面もあるが、試算結果と実際が乖離した場合の岐阜県の負担が大きいため、毎期前提条件の変化に注意するとともに、森林公社としての長期収支を試算するだけでなく、岐阜県にとつての有利選択についても定期的に試算すべきである。</p> <p>長期収支試算は、試算要因の変化に注意し試算精度を高めるとともに、長期のリスク管理として、要因の変動幅を勘案した試算値についても参考とし、経営改善を推進するよう指導監督します。 併せて、公社の経営状況が県財政に与える影響を最小限に抑えるよう、引き続き指導監督を実施してまいります。 また、新たな国の施策に迅速に対応するとともに、常に県民生活、また県および公社経営にとつて最善策を選択した方針で岐阜県の森林整備を推進します。</p>				
<p>【貸倒損失及び損失補償の発生可能性】 木曾三川水源造成公社の収支が試算よりも悪化する可能性は決して低くない。その結果として計画満了前に財政破綻に陥った場合、岐阜県は借入金残高の推移から最大150億円程度を負担することが考えられる。 また、最終事業年度まで継続したとし</p>	<p>公社事業は、県の「災害に強い森林づくりの指針」に基づき、災害に強い健全で豊かな森林づくりを実施しているところであります。 また、災害を受けやすい間伐等を行った直後の森林においては、森林国営保険に加入しています。 しかし、将来の木材価格の下降変動</p>		<p>財団法人岐阜県産業経済振興センターに対する小規模事業者等設備導入事業の損失補償について</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="422 1189 475 1637"> <p>結果の内容</p> </td> <td data-bbox="422 1637 475 2116"> <p>左記に対して講じた措置</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 1189 422 1637"> <p>【設備資金貸付における損失補償額の妥当性】 資金貸付については貸付実績の10%、設備貸与については貸与実績の90%を損失補償することとした経緯があるとのことである。 しかし、平成20年度の実績を見ると、</p> </td> <td data-bbox="165 1637 422 2116"> <p>平成22年3月10日に締結した平成21年度の損失保証契約から、資金貸付についても、貸付実績に応じた割合で損失補償することとしました。(貸付実績に応じた割合に変更済み)</p> </td> </tr> </table>	<p>結果の内容</p>	<p>左記に対して講じた措置</p>	<p>【設備資金貸付における損失補償額の妥当性】 資金貸付については貸付実績の10%、設備貸与については貸与実績の90%を損失補償することとした経緯があるとのことである。 しかし、平成20年度の実績を見ると、</p>	<p>平成22年3月10日に締結した平成21年度の損失保証契約から、資金貸付についても、貸付実績に応じた割合で損失補償することとしました。(貸付実績に応じた割合に変更済み)</p>
<p>結果の内容</p>	<p>左記に対して講じた措置</p>						
<p>【設備資金貸付における損失補償額の妥当性】 資金貸付については貸付実績の10%、設備貸与については貸与実績の90%を損失補償することとした経緯があるとのことである。 しかし、平成20年度の実績を見ると、</p>	<p>平成22年3月10日に締結した平成21年度の損失保証契約から、資金貸付についても、貸付実績に応じた割合で損失補償することとしました。(貸付実績に応じた割合に変更済み)</p>						

<p>設備貸与については貸与実績の90%を損失補償しているが、資金貸付については33.7%もの損失補償割合となっている。これは、平成14年度以降、貸付実績に応じた割合ではなく、予算規模の10%に相当する額へと変更しているためであるが、損失補償額の算定にあたり予算額を使用することには合理性が乏しく、次期以降は原則に立ち返って貸付実績に応じた割合にすべきである。</p>	<p>貸付企業から入手した決算書の内容から、実態バランスシートの作成が必要な企業については、平成22年度から順次作成するよう、指導しました。</p>	
<p>【貸付先から入手した決算書の分析が不十分】 産業経済振興センターは貸付時に実態バランスを踏まえて診断調査を行い審査しているが、貸付後も必要に応じて実態バランスシートの作成をすべきである。</p>	<p>平成21年度末から、担保資産の再評価を行うよう、指導しました。(実施済み)</p>	
<p>【担保】 担保資産の評価は貸付金実行時において行われるのみで、それ以降の担保価値の見直しが行われていない。 決算期ごとに担保価値の見直しを行うべきである。</p>	<p>平成21年度末から、担保資産の再評価を行うよう、指導しました。(実施済み)</p>	
<p>中小企業高度化資金貸付金について</p>		
<p>結果の内容</p>	<p>左記に対して講じた措置</p>	
<p>【貸付金返済期間の長期化と将来計画の乏しさ】 再整備がうまくいか否かにより将来のキャッシュ・フローは大きく変動し、現在の状態が今後も継続すると完済には極めて長期間を要する状況にある。 企業誘致を更に拡大させる方を模索し、実行するためには組合設立の目的や当初の事業計画に縛られることなく、新</p>	<p>組合Aが実施した高度化事業は、返済額の増額を優先すべきと考え、(独)中小企業基盤整備機構の了解の元、当初の事業計画に縛られることなく、団地内空きスペースへの企業誘致を進めるよう組合を指導してきました。 その結果、新たに進出する企業が決まった施設があり、今後、賃料収入を財源に返済額が増額されることになり</p>	
<p>たな目線で事業計画を構築することが必要である。 仮に、一般の金融機関が金融検査で二コアルに基づき査定を行えば、このような融資先は破綻懸念先に該当することになる。 従って、岐阜県は破綻も視野に入れた対応をすべきである。</p>	<p>ました。 引き続き、再整備計画を推進し、返済額の増額を要請していきます。</p>	
<p>【貸付金返済期間の長期化と将来計画の乏しさ】 貸付金の回収期間が長期化する状況の中、回収を早めるための対応策は現状では存在せず、将来計画は乏しい状況にある。 貸付金の回収を早めるための方策を開係者が協議の上、検討する必要がある。仮に、一般の金融機関が金融検査で二コアルに基づき査定を行えば、このような融資先は破綻懸念先に該当することになる。 従って、岐阜県は破綻も視野に入れた対応をすべきである。</p>	<p>組合Bは、食品の安定供給という社会的に重要な事業を行っており、地域の雇用確保などの重要性も高いため、事業の継続を前提とし、関係機関と協議しながら、組合の経営状況を勘案したうえで分納額の増額要請をしていきます。 組合の経営状況については、決算書等の分析に加え、定期的に面談を行い、把握しています。 また、担保物件、連帯保証人については、最新の状況を調査中です。</p>	
<p>母子寡婦福祉資金貸付金について</p>		
<p>結果の内容</p>	<p>左記に対して講じた措置</p>	
<p>【岐阜市への債権譲渡額】 岐阜県は中核市に指定された岐阜市に対して、平成8年に地方自治法に基づき同市居住者に対する母子寡婦福祉貸付金379,133千円を債権譲渡したが、監査資料として貸付金明細資料の提出を依頼するまで債権譲渡額が貸付金残高から除かれていなかった。 債権に対する認識不足と、会計規則に定められている債権に対する適正な記録管理を怠っていたものである。財産の記</p>	<p>岐阜市に債権譲渡した379,133千円については、平成20年度決算において、貸付金残高から除きました。(修正済み) また、平成21年度中に「財産記録管理簿」及び「債権記録管理簿」と、債権を管理している貸付金の電算システムにおける財産の数値を突合・確認しています。 平成22年度以降においても年度当初に同様の突合・確認を行うとともに、</p>	

<p>録管理を適正に行い、内部のチェック体制を十分に検討する必要がある。</p>	<p>毎月、数値の変動を確認していきます。</p>	
<p>岐阜県選奨奨学金貸付金について</p>		
<p>結果の内容</p>	<p>左記に対して講じた措置</p>	
<p>【貸付先の状況】 岐阜県は日本学生支援機構の奨学金制度との併用制度を廃止し、その予算枠を用いて日本学生支援機構の奨学金制度から漏れた者への適用枠を拡充すべきである。</p>	<p>長引く経済不況の下、大学生を持つ保護者にとって学費は大変大きな負担であり、その多くが日本学生支援機構の奨学金に頼っていますが、そのほとんどが有利子です。 そうした状況の中、無利子である県選奨奨学金を併用することで、併用分だけ日本学生支援機構奨学金の有利子負担を軽減することが可能となるなど、県選奨奨学金が果たす役割は大きく、現時点では、併用制度を廃止することはできません。 さらに、県選奨奨学金は、成績が優秀でありながら経済的理由により修学が困難な学生に対し、奨学金を貸し付けるといふ制度であり、本趣旨を助成することは容易ではなく、平成21年度、県本監査においては、監査委員から、成績要件の評定平均が3.5で優秀であるというのは疑問であるとの意見があったところです。 また、教育委員会事務局教育財務課で所管している高等学校奨学金は、所得要件だけで成績要件がない制度ですが、滞納率をみると、県選奨奨学金の約3倍となっており、成績要件の引き下げが滞納額の増加につながりおそれもあることから、成績要件を緩和することも、現時点では困難です。</p>	<p>【滞納債権の処理】 岐阜県会計規則142条の8の規定により、債務者の所在が不明であるなど、真にやむを得ない場合は、債権を消滅したものとみなして整理することができるところになっっているため、既存の制度を積極的に活用すべきである。</p> <p>奨学金貸付にあたり、2名の方に連帯保証人になっていただいていることから、現時点で、所在不明となっている滞納者はいません。 今後、連帯保証人も含め、債務者の所在が不明となった場合には、会計規則第142条の8の規定に基づき、適正に処理します。（事業発生の都度対応）</p>

平成二十二年十月二十八日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター